

教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書

公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者であってはならず、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営が図られねばならないことは、言うまでもない。特に、子どもたちに対して強い影響力・支配力を持つ教員の政治的行為については、厳正に中立を保たなければならない。

しかしながら、日教組などの教職員組合が教育現場でイデオロギー闘争や思想教育を繰り広げ、日教組出身の政権政党の参議院議員会長が「教育に政治的中立などない」とたびたび公言する状況が今日まで続いており、教育の政治的中立が確保されているとは、到底、言えない。

このことは、新政権発足早々、教員免許更新制度の廃止を含む抜本の見直しや全国学力・学習状況調査の悉皆方式から抽出方式への変更、道徳教育予算の縮小など、日教組の意向に沿った政策が次々と実行に移されていることをみても明らかである。

このように現政権の教育政策に隠然たる影響力を持つ日教組だが、その傘下の北海道教職員組合において、政治団体への不正な資金提供を行った疑いにより委員長代理以下の幹部が、政治資金規正法違反容疑で札幌地方検察庁に逮捕されるという、国民の教育に対する信頼を損ねかねない重大な事態を惹起している。

これまでも、平成18年に山梨県教職員組合において、組合員の教職員から政治資金を集め、政治団体の政治資金収支報告書に偽装の記載をしたとして、政治資金規正法違反で有罪となるなどしており、教職員組合による非違行為は、目に余るものがある。

よって、国においては、日教組の意のままに拙速な制度の改廃や教育内容の見直しを行う前に、先ず教育の政治的中立性の確保に向け、教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合には、罰則を科せるよう法改正に直ちに着手し、さらには、国民が第一に求める教育再生・教育の正常化に積極的に取り組むことを、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊